

下関市 高潮ハザードマップ

かわたり こくし
川棚・小串地区



高潮ハザードマップとは

「下関市高潮ハザードマップ」は、台風などの影響により、海面が異常に上昇し、堤防を越えた場合の浸水想定結果に基づいて、浸水する範囲や、避難場所などを示した地図です。

ご使用上の注意事項

- このマップは、過去最大級の台風である昭和20年枕崎台風・平成3年りんご台風規模の台風が襲来し高潮と重なった場合の高潮を想定しています。
- 本マップで示している浸水想定区域以外でも浸水する可能性があります。また、実際の浸水深は想定最大浸水深よりも深くなる場合があります。
- この高潮ハザードマップは、土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ（川棚川）と一緒に保管、活用して下さい。（地区によっては警戒区域外のため配布していないハザードマップもあります。）

●家族の緊急連絡先記入欄

家族の名前	生年月日	血液型	携帯番号	会社・学校名	会社・学校の電話番号

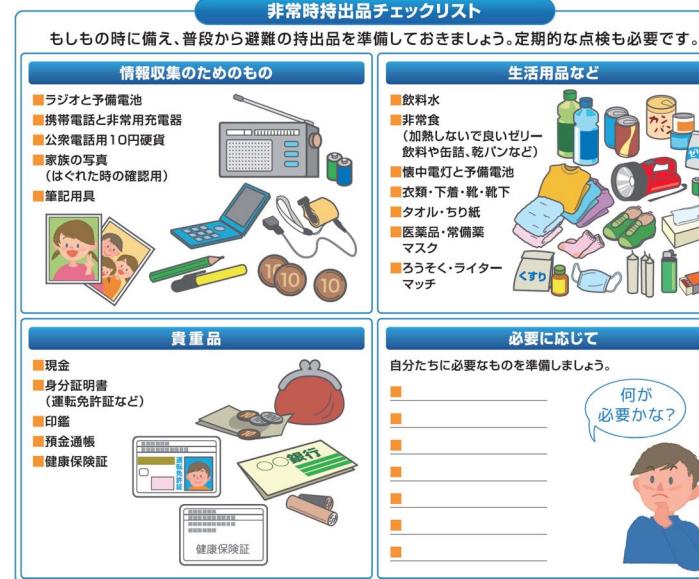
●わが家の住所・電話番号

住所 _____ 電話番号 _____

●わが家の避難場所

わが家の避難場所	名称	所在地
家族が離れなれになった時の集合場所	名称	所在地

山口県下関市 平成28年3月



種類	内容
高潮注意報	台風などによる海面の異常上昇について、一般的の注意を喚起する必要がある場合
高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合
高潮特別警報	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下または最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲することにより、高潮となると予想される場合

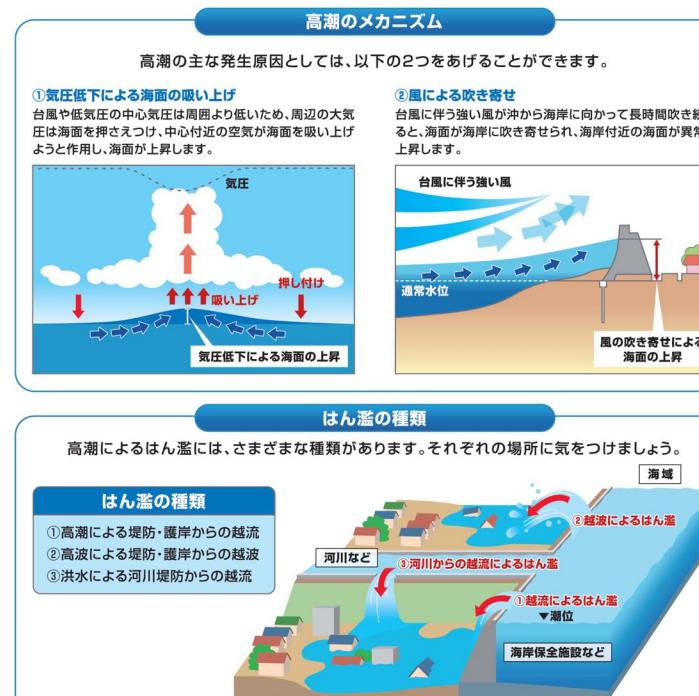
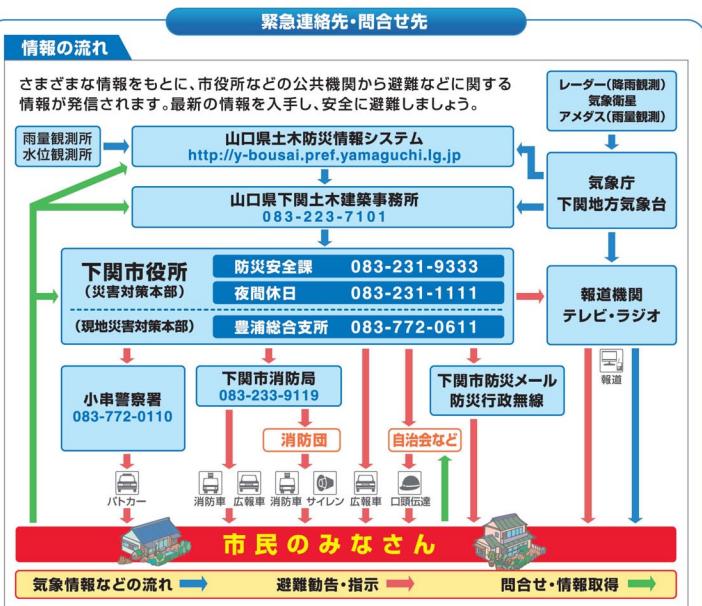
避難基準

市役所や消防車などの公共機関から避難に関する呼びかけがあります。
呼びかけは3種類あるので、どんな呼びかけがあるのか確認しましょう。

種類	みなさんにとて欲しい行動	発令されるタイミング
避難準備情報	●高齢者、子ども、身体の不自由な方（要配慮者）など、避難に時間がかかる方は避難所へ避難してください。 ●それ以外の方は、家族などとの連絡、非常時持出品の用意など、避難の準備を始めてください。	高齢者、子ども、身体の不自由な方など、避難に時間がかかる場合は避難を始めなければならない段階です。
避難勧告	●お互い助け合って、避難所への避難を始めてください。	通常の避難行動が可能な方が直ちに避難を始めなければならない段階です。
避難指示	●避難所への避難を直ちに完了できるようになります。 ●避難していない方は直ちに避難するか、避難行動がたって危険な場合には屋内待避により身の安全を確保してください。	地域のみなさんに対する危険が間に迫っている、もしくは、人的被害が発生した段階です。

留意事項

- ①避難情報などが発表される前でも、危険を感じたら早めに避難しましょう。
その場合は避難所が開設しているか防災安全課(083-231-9333)に確認しましょう。
- ②高潮災害から命を守るために、早めの避難行動を心がめましょう。
- ③避難勧告などにおける避難先は、市が開設する指定避難所を基本とします。ただし、緊急に避難を要する場合は、町内会や自治会などが応急的に開設する施設（集合会所など）に避難しましょう。
- ④避難所までの避難経路が浸水や土砂崩れなどにより、避難できないような危険な状態にある場合は、自宅の2階もしくは隣接建物の2階などへ緊急的に避難しましょう。



分類	名称	所在地	電話番号
救急診療所・病院	済生会 豊浦病院	豊浦町大字小串7-3	083-774-0511
市・県・国の機関	下関市役所 本庁	南部町1-1	083-231-1111
	下関市役所 豊浦総合支所	豊浦町大字川棚6895-1	083-772-0611
	山口県 下関土木建築事務所	貴船町3丁目2-1	083-223-7101
	国土交通省 下関国道維持出張所	小月茶屋2丁目6-10	083-282-1016
警察	小串警察署	豊浦町大字小串191-1	083-772-0110
消防	下関市消防局	岬之町17-1	083-233-9119
	豊浦西消防署	豊浦町大字吉永1875	083-772-1733
水道	下関市上下水道局	春日町7-32	083-231-3121
電気	中国電力(株)下関営業所	竹崎町3丁目8-13	0120-707-614
ガス	山口合同ガス(株)下関支店(代表)	本町3丁目1-1	083-223-2111
電話	NTT西日本山口支店	山口市熊野町4-5	携帯-PHS 0120-444-113

「災害時要援護者登録制度」をご利用ください	
下関市では、地域のみなさんで要援護者の方を支援・協力し、誰もが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会をつくるため、災害時要援護者登録制度を制定しました。	※プロパンガスをご利用の方は、ご家庭で利用されている事業者の連絡先を記入してください。
●災害時要援護者の対象者	①要介護の認定を受けた方、または要支援の認定を受けた方 ②身体障害、知的障害、または精神障害の方 ③65歳以上の方 ④その他市長が認める方
いずれかに該当し、「自力または世帯の構成員による助力だけでは避難が困難な方」 ※施設入所の方および長期入院の方は除きます。登録には、避難支援者(2名)の方の協力が必要です。	下関市役所 福祉政策課 083-231-1418